

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4 年 9 月 1 日から 令和 7 年 8 月 31 日まで

2. 内 容

【目標】

育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として次のいずれか一つ以上の措置を実施する。

- ・ 育児休業に関する規定の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知を行う
- ・ 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直しを行う
- ・ 育児休業後における原職又は原職相当職への復帰のための業務内容や業務体制の見直し
- ・ 男性の育児休業取得を促進するための措置を実施する
- ・ 小学校就学未満の子をもつ社員を対象に、柔軟な働き方のできる労働時間制度を導入する

【目標を達成するための方策と実施時期】

令和 4 年 9 月 ~ ・社員への調査にて、問題点・課題の洗い出しをする
・ 育児休業取得者に対する相談窓口を設置する

令和 4 年 10 月 ~ 育児・介護休業法に基づく育児休業制度、雇用保険法に基
づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業等、
諸制度の周知を行う

令和 5 年 10 月 ~ 男性の育児参加・育児休業に関する社内周知等を行う

令和 6 年 4 月 ~ 育児休業者の経験談を含む情報の収集、提供を行い、
小学校就学未満の子をもつ社員を対象に、柔軟な働き方
のできる労働時間制度を検討する